

会員資格、議決数と会費納入の関係、会費額とその納入方法等を明確にするため、定款第7条に基づき、以下のとおり会費規程を定める。

第1条（会費の種類）

会費は年会費とし、毎年度納入しなければならない。

第2条（会費の額）

会費は、定款第5条の会員種別ごとに別表に示す金額とする。

ただし、年度途中で入会した場合であって、当該年度の1月1日以降に定款第6条の規程による入会の承認を受けた場合は、その年度に限って別表の額の二分の一とする。

第3条（会費納入義務の発生）

前年度内に定款第8条の任意退会の手続き行わず、前年度末時点で会員資格を有するものは、翌年度の会費を納入しなければならない。

なお、年度途中で定款第8条に基づき退会した場合であって、その退会手続きが6月末日までの場合は、その年度に限って別表の額の二分の一とする。なお、既に全額を納付した場合は、その二分の一を返金する。

第4条（正会員の会費請求先等）

正会員の会費の請求先は、その設置する養成施設ごととする。

2. 正会員の会費は、養成施設ごとに当該養成施設名を明示して支払うものとする。

第5条（会費の支払方法）

会費は、養成施設ごとに当該養成施設名を明示して支払うものとする。

2. 会員が、複数の看護師等養成施設を設置するときは、当該養成施設ごとに前項の会費を納入する義務を負うものとする。ただし、会員が正会員以外の者であって社員総会において議決権を有しない場合はこの限りではない。

第6条（会費納入の期限）

前年度末時点で会員であるものは、翌年度の6月30日までに別表に定める全額を納めなければならない。定款第10条（3）の規程により会員資格を喪失した場合、会員資格を得るためには再度定款第6条の規程により申し込みをしなければならない。

年度途中で入会する場合は、定款第6条の規程による入会承認を受けた日の属する月の翌月の月末を納入期限とする。

第7条（複数の養成施設を設置する場合の特例）

正会員が複数の看護師等養成施設を設置する場合は、設置する養成施設ごとに第2条の正会員の会費額を納入しなければならない。ただし、同一敷地内に設置された複数の看護師等養成施設等であって、管理者（学校長）が同一の場合はこの限りでない。

第8条（会費の返金）

本会費規程第3条なお書きを除き、いかなる場合も一度納入した会費は返金しない。
ただし、本会が解散した場合は、法人法の定めに基づき返金することがある。

第9条（疑義の解決）

この会費規程に定める事項に疑義が会員から提起された場合は、理事会でこれを検討し解決するものとする。

第10条（改廃）

本会費規程のうち第2条の別表に示す会費額の改定は、総会の議決に基づくものとする。他の条文については、理事会で改廃できるものとする。

[別表]

会員の種別	年会費
正会員	50,000円
特別会員	5,000円
賛助会員	50,000円

平成21年 6月 1日

附則

1. 本規程は、成立の日の翌日から施行する。
2. 平成22年 4月 1日 一部改正
3. " 24年 4月 26日 "